

事務連絡
令和2年6月30日

就労系障害福祉サービス事業所管理者 各位

東大和市福祉部
障害福祉課長 大法 努

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る就労系障害福祉
サービス事業所での「在宅支援」の取扱いについて

平素は、障害福祉サービス事業等に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止には、格段のご配慮を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につき、国通知（「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」（令和2年6月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課））及び東京都通知（「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系福祉サービスの在宅利用の取扱いについて」（令和2年6月25日東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当））が発出されました。

この件について、令和2年4月6日付け、5月7日付け及び5月26日付け事務連絡で市としての考え方をお示ししたところではありますが、下記のとおり、改めてお知らせいたします。

今後、就労系障害福祉サービス事業所において在宅支援を実施する場合には、国通知、東京都通知及び本通知に基づいた対応をお願いいたします。

記

1. 対象事業所

就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援

2. 対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した者（在宅と通所の組み合わせも可とする。）

3. 在宅支援の実施

（1）運営規程

今後第6報に係る在宅支援を実施する場合は、運営規定の変更が必要です。東京都通知により、「令和2年7月15日までに運営規定の変更を都へ届け出た場合は、変更日までの期間、従前の在宅支援内容を以って第6報に基づいた支援が行われていたものとみなします。」とされていますので、ご注意ください。

(2) 支援の開始にあたって

対象者に在宅支援を行う旨の説明を行い、支援内容等について同意を得てください。また、基本報酬を算定すること、利用者負担がある場合は基本報酬に応じた利用者負担が生じることを伝えてください。

本通知以降、在宅支援を実施する場合は、あらかじめ、別紙様式「新型コロナウイルス感染症対応に伴う在宅支援開始申出書（就労系サービス用）」を障害福祉課へ提出して、在宅支援の可否について判断を求めてください。

※従前の在宅支援を行っていた方についても、継続して在宅支援が必要な場合は、改めて申出書を提出してください。（支援対象者1名につき1枚）

(3) 支援の実施

①事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で、（ア）利用者とその接触者である家族の体調等状況の確認や健康管理、（イ）当該利用者の相談援助及び在宅での生産活動の提供などの支援を提供する。

②当該相談援助等の記録を行う。

（記録事項：健康状態の確認事項、提供した支援の内容、支援の内容の評価等）

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の5（3）にある離島等に居住する利用者への支援を適用することとされています（国通知参照）。

4. 支援の実施後

①給付費請求に合わせて市に提出する実績記録票の在宅支援を実施した日の「備考欄」に支援内容を簡潔に記載してください。

②市から、支援状況の記録の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

5. 適用期間

令和2年度内

※就労系障害福祉サービス以外の事業所については、令和2年5月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る障害福祉サービス事業所での「在宅支援」についての東大和市の考え方について（その3）」を適用します。

東大和市 福祉部 障害福祉課 障害福祉係
電 話 042-563-2111内線（1123）
FAX 042-563-5928